

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、当協会という）と株式会社オーチャー（以下、オーチャーという）の2社で構成するグループです。

私たちは、これまで培った経験と専門性を活かしながら、県立都市公園の指定管理者としての理念を共有して、以下の運営の考え方に基づき、高水準な利用環境の維持と利用者満足度の向上を目指した管理運営を行ってまいります。

■安全で快適な利用空間の提供

県立都市公園は神奈川県の高貴な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが安心して快適に利用できる環境を提供します。

- きめ細かい管理による利用環境の維持と安全確保
- 公平・公正な利用の確保
- 公園の特性をふまえた災害への備えの強化

■より高い公益性の発揮

これまでに培った経験と財産を活かすとともに地域や関係団体との信頼関係とネットワークを活かし、地域社会に貢献します。

- 神奈川県の「かながわ未病改善宣言」に賛同し、具体的に取組む
- みどり、環境、生物多様性の保全の普及啓発
- 環境に配慮した資源循環型管理の実践
- 公園管理における協働の促進と人材育成
- 障がい者施設等と連携した花苗生産と公園での活用



公園周辺での緑化活動

■効率的、効果的な管理運営

公の施設として、常にVFM（バリューフォーマネー）を意識し、最小のコストで最大の効果を発揮する効率的、効果的な管理運営を目指します。

- 複数施設の管理運営によるスケールメリットの発揮
- 大型機械の導入による業務効率化
- これまでに培った人材や公園管理ノウハウの活用
- 従来からの信頼関係にもとづいた地域連携力の活用
- 防災と環境保護のための特定資産の活用

(2-1) 辻堂海浜公園の特性を踏まえた管理運営方針

■辻堂海浜公園の特性

辻堂海浜公園は、広大な芝生広場を中心に松林やヤシなど南方系の樹木が植栽され、海、空、太陽といった湘南の自然を体感できる開放的な公園です。交通公園、ジャンボプールなどレジャー施設も充実しており、家族連れを中心に子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の利用者や、障がい者にも数多く利用されています。

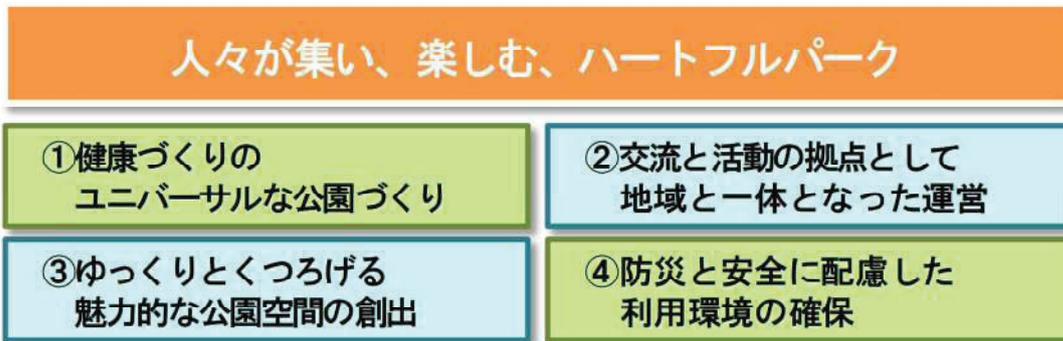
本公園の管理運営にあたり、私たちは地域とのつながりを大切にし、イベント開催や維持管理を通して市民参加型の公園づくりに取り組み、積極的な集客を図ってきた結果、年間170万人という県内でも有数の利用者数を誇る公園へと成長しました。

圏央道の開通により、県北方面からのアクセスの利便性が向上し、また、現在進められている再整備によってその魅力が一層高まることから、より広域的な利用も見込まれます。

一方、塩害や飛砂、強風などの被害や津波対策など、本公園の立地条件に即した管理運営が必要であり、施設・設備の老朽化や植栽樹木の高木化への対応、災害への備えも大きな課題となっています。

■総合的な管理運営方針

第3期においては、これまでの取り組みや課題を踏まえ、本公園の総合的な管理運営方針として、「人々が集い、楽しむ、ハートフルパーク」をキャッチフレーズに掲げ、4つのテーマを柱に管理運営に取り組んでいきます。



①健康づくりのユニバーサルな公園づくり

本公園は子どもから高齢者まで幅広い年齢層の利用者はもとより、障がい者にも多く利用されています。あらゆる方が使いやすいユニバーサルな公園として一年を通じて楽しい時間を過ごせるよう、一層のサービス向上と積極的な利用促進を図ります。

- 関係団体や企業、地域の方々と連携して、健康づくりや体カづくり、交流をテーマに、ユニバーサルなアウトドアスポーツ体験プログラムやイベントを開催します。
- 高齢者や障がい者も公園を利用しやすいよう、サービス向上に努めます。
- 県の「かながわ未病改善宣言」を踏まえ、介護予防を目的とした「やさしいうんどう教室」や「公園体操」など健康づくりのプログラムを継続します。
- ランナー向けのサービス向上やスポーツ教室の開催により、スポーツ等のアクティブな利用を促進します。

②交流と活動の拠点として、地域と一体となった運営

私たちはこれまで、管理運営にあたって地域との繋がりを大切にし、地域と連携したイベント開催や維持管理に努めてきました。今後もこの姿勢を継続しネットワークの充実を図りながら、市民の交流・活動の拠点として地域と一体となった公園づくりを進めます。

- 地域の持込イベントを支援育成する「かいひんSUN-DAY事業」を継続し、市民の発表の場としての公園活用を図ります。
- 地域の多様な人材を発掘し、イベントなどで活躍していただきます。
- 企業との連携、地域との連携をさらに推進します。

③ゆっくりとくつろげる魅力的な公園空間の創出

本公園が持つ明るく開放的な雰囲気は、“湘南”という地域の魅力とも重なります。その特色を活かした新しいサービスや地域の資源を活かしたイベントを開催するほか、草花による演出をさらに進め、ゆっくりとくつろげる魅力的な公園空間を創出します。

- 地域の人材や資源を活用し、ミニコンサートをはじめとする小規模イベント「かいひんFRIENDS事業」を週末を中心に展開します。
- 草花による修景づくりや花壇の充実等により、魅力ある公園空間を創出します。
- サーファーなどの海浜利用者を対象に、引き続きライブカメラを設置し、リアルタイムの海浜状況を発信します。
- 芝生広場等のメリケントキンソウを除去するなどし、安全に利用できる芝生空間を守ります。

④防災と安全に配慮した利用環境の確保

本公園は、整備以前は広大な砂丘地帯であり、現在でも飛砂、塩害等による施設の腐食老朽化など、海浜部特有の厳しい自然環境下におかれています。

また、立地上、津波対応など防災面も重要であることから、自治体や地域と連携した安全な環境の確保が必要です。

現在、本公園内では県による再整備が進められており、その間は、この事業と整合を図りながら適切な維持管理を行います。

さらに、近年の実績で年間20万人が訪れるプールでは、利用者の安全を第一に考え、事故・事件が起こらないよう安全管理に努めます。

- 施設・設備の傷みを早期発見・早期修繕し長寿命化に努めます。
- 藤沢市等と連携した津波避難訓練を行い、その結果等を踏まえ、必要に応じてマニュアルの更新を行います。
- 県の再整備工事期間中は、県藤沢土木事務所とともに利用者の安全確保に努めます。
- プール監視と防犯の徹底により、利用者の安全・安心の確保に努めます。

(2-2) 湘南汐見台公園の特性を踏まえた管理運営方針

■公園の特性

湘南汐見台公園は、湘南海岸沿いに立地する明るく開放的な近隣公園で、県立公園としては1.6haと規模が小さいものの、少年野球場、多目的グラウンド、遊戯広場がコンパクトにまとまっており、親子や高齢者など地域住民の散策や、子どもたちのスポーツに多く利用されています。

海浜部に立地することから、塩害による施設の腐食や飛砂による近隣住宅への被害、強風による利用への影響などの課題にも対応が必要です。

■総合的な管理運営方針

本公園の管理運営にあたっては、私たちがこれまで管理運営してきた実績を踏まえ、引き続き「快適な公園、地域に根ざした公園」を総合的な管理運営方針として、以下の3つのテーマを柱に、一層のサービス向上に取り組めます。

快適な公園、地域に根ざした公園

①安心して、安全に
遊べる広場づくり

②安全に、快適に
運動できる環境づくり

③憩いと彩り、親しみのある公園づくり

①安心して、安全に遊べる広場づくり

子どもたちが安心して遊べるよう、遊戯施設やトイレなどの点検、清掃等を徹底し、安全管理に配慮します。

- 遊具の点検と修繕を確実に行います。
- 気持ち良く利用できるようトイレの清掃と維持管理を徹底します。
- 植栽樹木が防犯上の死角を作らないよう配慮し、安全な遊び環境づくりに努めます。

②安全に、快適に運動できる環境づくり

ケガなく、快適に運動を楽しむための環境づくりを継続します。

- 少年野球場、運動広場のグラウンドの整地など適切な維持管理を行います。

③憩いと彩り、親しみのある公園づくり

地域に根ざした公園として、近隣住民の方々に親しんでいただけるよう、引き続き地域と一体となった公園づくりに努めます。

- 学校等との連携による「みんなの花壇」の管理と花いっぱい公園づくりを継続します。
- 強風や塩害の影響で減少した樹木の補植を行い、緑の回復に努めます。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

■平等な利用の確保

公園は、子どもから高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されるため、私たちは関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者としての責務に基づいて平等な利用を確保します。

また、安全で快適な利用環境を提供するとともに、積極的な情報発信を行い、できるだけ多くの方が本公園を利用していただけよう利用機会の拡大に取組みます。

さらに、あらゆる方に対して利便性を向上させるため、ソフト面からユニバーサルデザインに取組みます。

■利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

私たちはこれまでの管理経験から、公園の運営において地域との関わり、連携が大変重要であると考えます。そのため、管理運営協議会や町内会連合会等によって地域の声を聴くほか、公園モニターや利用者アンケート等を活用して利用者の声を取り入れながら、業務改善に反映させていきます。

また、強風後の外周道路の松葉清掃や外周松林の樹高抑制など、隣接住民の住環境への影響を緩和する取組みを継続し、地域に信頼される公園づくりと地域貢献を目指します。

■環境に配慮した管理運営

公園は神奈川の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にすることを育む場所として環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。

本公園は沿岸地域の主要な緑を構成しており、海浜地には特有の海浜植物が生育しているため、これらの植物にも配慮した管理運営を行います。

管理運営にあたっては、当協会が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷の軽減や資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）等、総合的な環境マネジメントを推進します。

これに加えて、プールや交通公園など多くの利用者が訪れる施設では、ゴミの分別や減量への協力を呼び掛けます。

さらに周りの住環境に配慮し、地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取組みの継続を通じて、これからも身近な環境を大切にしていきます。

計画書2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

辻堂海浜公園はプールや交通展示館など多様な施設を有する総合公園であり、一方でマツを始めとした樹木も数多く植栽されているなど、多種多岐にわたる維持管理が必要です。また、湘南汐見台公園は小規模な公園であり、運動施設や遊具を有しています。

辻堂海浜公園の主要な施設であるプールの運営については、専門的な資格を要する人材の配置と安全で衛生的な施設管理が必要です。このような専門性の高い業務を安定的に継続するためには、できるだけ直営で行うべきとの考えに基づき、専門性に長けたオーチューと当協会とでグループを構成します。その他の公園施設を管理するにあたっては、できるだけ直営できめ細かな維持管理を行うことを基本とします。

その上で、法律等で定められた点検業務、専門技術や資格、機械機器類を要する業務、危険性を伴う業務については、効率的、効果的な観点から外部委託します。また、地域活性化の観点から地元企業等に委ねることが相応しい業務等については、外部委託します。

■具体的な委託業務内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	高木管理	枯損木処理、マツ仕立剪定、ヤシ枯葉除去等	高所作業車両を使用する業務、専門性の高い業務	高所作業で危険を伴うため
	芝生管理	芝の張り替え	一定規模以上の張り替え	作業機械を要するため
施設管理	法定点検 定期点検 保守点検	受変電設備、空調設備、消防設備、遊具、展示体験施設等	電気事業法、消防法、建築基準法等に基づく法定点検・メーカーによる定期点検等	法律の定めに基づくため 専門的技術を要するため
	修繕補修	施設設備の修繕	機器の故障、機能の保全回復	専門的技術、機械を要するため
清掃管理	施設設備 清掃	受水槽、循環設備・建物池等の清掃点検	ワックス清掃	専門機材等を要するため
	ゴミ処理	粗大ゴミ他・不法投棄物	専門業者による回収運搬 ゴミ処理	資格免許が必要なため

＜付属書類＞ 様式1「委託予定業務一覧表」 (別添) 令和3年度予定

(2) 委託先の選定方法

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とし、適正な選定を行います。

そのため、公益財団法人神奈川県公園協会会計規程をはじめとする右記の関係諸規程によって、選定の手順や条件を明文化しています。

選定に関する規程
・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程の運用について
・競争入札参加要件等選定委員会要領
・競争入札参加要件設定に係る基準
・指名業者選定基準

委託先の選定にあたっては、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定の期間を設け、幅広く応募していただけるように、募集内容を協会HPや公園の掲示板に張り出すなどして、広く公表しています。

委託先は原則として、県の競争入札参加者資格名簿に登録された者から選定し、業務の水準を確保します。また、専門性の高い一部の業務をのぞく全ての業務について地元を優先する地域要件を設けています。

(3) 県内（地域）経済への配慮、県内（地域）企業への委託の考え方

地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域連携といった視点からも効果が期待できるため、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、社会福祉法人、NPO法人等の地元非営利団体などの活用も図り、引き続き地域の力を活用していきます。

計画書3 「施設の維持管理」

(1) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針

公園の維持管理にあたっては、各種法令に基づく管理を行うことはもとより、施設や植物の特性を踏まえた管理、施設の長寿命化への努力、イベントなど利用プログラムとの調整や公園に隣接する住環境への影響等にも配慮が必要です。その中で、効率的、効果的な管理方法を工夫し、限られた経費で最大の効果を発揮することが大切です。

辻堂海浜公園と湘南汐見台公園は共に海浜部に位置する公園であり、それぞれの特性や課題を踏まえながら、右の方針に沿って、県の示すゾーンごとにメリハリのある質の高い管理を継続し、安全快適で美しい公園づくりを目指します。

また、辻堂海浜公園では管理事務所に、施設の利用手続きや相談で多くの方が来所されるため、窓口やロビーの清潔な環境を整えるとともに、丁寧な受付案内、わかりやすい掲示の工夫などに努めます。

今後も、ゾーンごとの運営方針を踏まえながら、公園管理運営士などの資格者を配置して、管理基準を上回る質の高い維持管理を目指します。

- 維持管理の実施方針
- 安全で快適な利用環境の提供と美観の維持
 - 多様な施設設備の機能維持保全
 - 効率的・効果的な維持管理の推進
 - 植栽樹木や海浜植物の保全育成
 - 地域と協働した管理
 - 地域の住民や公園周辺にも配慮した管理

(2) 当該公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

両公園とも平坦で明るく見通しが良いこともあり、細やかな美観への配慮が必要です。また、塩害や飛砂による植物の生育障害や施設設備の老朽化が進行しています。一方、住宅に隣接しているため、日照や眺望などに対する課題も抱えています。こうしたことから、それぞれの課題に対する管理のポイントを押さえた上で、効率的・効果的な維持管理を工夫し、管理費の抑制を図ります。

湘南汐見台公園については職員が常駐する事務所がないため、辻堂海浜公園と連携を密にし、効率的な維持管理を継続します。

辻堂海浜公園

■主要施設の特性と維持管理上の課題・管理のポイント

主要施設	特性と課題	維持管理のポイント
園路	<ul style="list-style-type: none"> ・園路はジョギングやマラソン大会で利用 ・園路舗装の劣化が進行 	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装の修繕 ・園路沿いの花壇整備による景観づくり
すこやか広場	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じ、幼児連れの家族や子どもの利用が多い ・遊具が老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ・日々のパトロール時での危険物の除去 ・遊具の保守点検 ・迅速な修理等による安全確保等
交通公園	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児連れの家族利用が主体 ・自転車等の乗り物を貸し出し ・遊具の老朽化、県の再整備による更新予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・コース、乗り物の安全管理 ・遊具ハザード除去等 ・家族が楽しめる楽しい空間の創出
多目的グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・サッカー、ラグビー等運動団体が利用 ・団体利用の無い時間は一般開放 ・人工芝整備によるリニューアルオープン ・e-kanagawa 施設予約システムへの移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドの不陸整正 ・小石等の除去 ・利用方法や施設内容等の適切な案内 ・同施設予約システム操作研修の受講及び適切な指導

しょうなんの森	<ul style="list-style-type: none"> ・塩害や風、飛砂の影響が大きい ・再整備により、松林が芝生広場に改修された 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹林内の枯損木の除去 ・新規芝生の育成管理、トンネル上部草刈
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備やプールサイド面が老朽化 ・日よけ施設が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・プール設備の保守管理の徹底 ・安全で快適な利用環境の確保
サザン池 自然池	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂で自然池の水深が浅くなっている ・子どもたちの人気の場所 ・護岸石裏込部の陥没が見受けられる ・水深の浅いサザン池でカヌー体験会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の維持と安全管理に留意 ・護岸、水底面の危険物等の点検と対応 ・カヌー体験会と整合を取った池清掃
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・強風、飛砂の影響を受ける ・海浜でのバーベキューゴミが公園に投棄される 	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔な利用環境の提供（ゴミ清掃等） ・夏季の渋滞対策
植栽樹木 芝生広場	<ul style="list-style-type: none"> ・クロマツが主体、ヤシ類も植栽されている ・樹木が高木化、仕立物のマツも多い ・芝生広場の利用が多い ・外来種が繁茂 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園景観美観の維持（植栽目的にあった樹木の適切な管理） ・地域住民に配慮した外周松林の管理 ・芝生広場の快適で安全な利用環境の確保
建物工 作物、電 気設 備等	<ul style="list-style-type: none"> ・塩害による老朽化が進行 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の機能維持保全（施設設備の破損箇所や不具合の早期発見と対応）

■維持管理業務の実施方針に基づく主な取り組み（令和3年度実施予定）

安全で快適な利用環境の提供と美観維持	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、放置ゴミなどの回収を行い、園内全体の清潔な環境を維持 ・交通公園は始業前に乗り物やコースの安全点検 ・カラスの悪戯威嚇対策として、止まり難い施設の工夫や産卵前の巣の撤去 ・週に1回北側市道の落葉の清掃を行い、近隣へ配慮 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の為、消毒液の設置や貸出など
多様な施設設備の機能維持保全	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の巡視点検等による危険個所の早期発見・早期対応に努め、事故の未然防止と施設の維持保全 ・交通展示館展示物は始業前に稼働点検整備を実施 ・プールはオープン前に有資格者による点検や毎日始業前の清掃点検と設備のこまめな保守点検、期間終了後の設備点検を実施
効率的・効果的な管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや利用プログラムと管理作業日程と調整した効果的な管理 ・機械化を推進し直管作業を効率化して管理基準以上の管理を実施 ・学校、NPO法人、ボランティア団体等と協働した植物管理の推進
植栽樹木や海浜植物の保全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・自然樹形、仕立て樹木など、植栽目的や樹木特性を踏まえた植物管理の継続 ・ハマカキラン（希少種）は地域保護活動団体と協働して保全するとともに、ハマボウフウなど海浜植物を育成し海浜部に移植する活動を継続 ・樹木医の点検による樹木の保全
地域と協働した管理	<ul style="list-style-type: none"> ・造園専門学校と藤沢市緑化事業協同組合とのコラボ体制による植物管理を継続 ・学校やボランティア団体と協働した花壇管理、海浜植物、希少種の保全 ・地域の障がい者施設の園内ゴミ清掃（社会参加の機会提供） ・NPO法人と協働したメリケントキンソウの除去作業
地域住民や公園周辺に配慮した維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・強風後に外周松林の松葉が道路に散乱堆積するため、除去清掃を継続

■植物の特性に応じた維持管理（令和3年度実施予定）

○景観林としてのクロマツ林の適正管理

近隣住宅団地の日照、眺望の確保や倒木による事故防止等に配慮するため、既存樹の形状に留意ながら樹高の丈詰めを計画的に実施します。また、枯れ枝や樹勢の弱った木の伐採等を実施し、クロマツ林としての景観維持を図ります。

○美しく快適な芝生の維持管理

芝生広場や交通公園は日常的に大変利用が多く、特に芝生広場はイベント開催時の会場としても利用される本公園を代表する開放的な空間です。

いつでも快適に活用していただけるよう、作業機械により管理基準以上の芝刈りや草刈りを行い、年間を通じ快適な芝生広场景観を維持します。

近年、芝生広場に繁茂してきたトゲのあるメリケントキンソウなど、NPO 法人の協力も得ながら、人力除草を行い利用者の快適空間の提供に努めます。



メリケントキンソウの果実と種子

○草花による花修景づくりの推進

本公園では、草花による修景づくりを推進し、花壇面積の拡大を図ってきました。特に水仙ガーデンは地域の見所としてメディアでも紹介されるまでとなりましたので、引き続き適切に管理して参ります。



水仙ガーデン

■県の管理基準を超える主な業務（令和3年度実施予定）

管理項目	県の管理基準		管理基準を超える維持管理業務	
	業務内容	管理頻度等	管理頻度等	備 考
植物管理	マツ（仕立て剪定）	必要に応じ	エリアごとに毎年、計画的に実施	
	マツのみどり摘み	記載なし	公園西側園路沿いのマツを60本/年程度計画的に実施	
	外周松林	記載なし	エリアごとに毎年、計画的に実施	
	中低木刈込物手入	1回/年	1～2回/年	美観維持の為、萌芽力の強い木は2回
	芝生草地の機械刈	5回/年	5～8回/年	芝生広場及び周辺の管理頻度を増
	芝の張り替え	必要に応じ	メリケントキンソウ対策として、区画を決めて張り替え	
施設管理	グラウンド整備	記載なし	適宜	落葉や小石等の清掃除去
プール	看護師の配置 警備員の配置	記載なし	プール営業期間中、施設内の救護室に「看護師」免許保有者を配置 土日及びお盆期間の多客時、プール内に警備員を配置し防犯対策を強化	
警備	巡回警備	180日	毎日	年末年始は別途実施

湘南汐見台公園

■主要施設の特性と維持管理上の課題・管理のポイント

施設	特性と課題	維持管理のポイント
園路 トイレ	・飛砂による堆積	・利用者の安全確保、美観の維持 (堆砂の速やかな除去清掃)
グラウンド	・強風時の砂埃、防球ネットの破損 ・利用によるグラウンド表面の不陸	・グラウンドの不陸整正、散水 ・利用後のグラウンド整備の徹底を呼び掛け
遊戯広場	・地域の幼児連れの利用が多い ・安全に配慮した管理が必要	・遊具のハザードの早期発見と除去
植栽	・強風や塩害で生育不良樹木が発生	・枯損木、不良樹木の除去、

■維持管理業務の実施方針に基づく主な取り組み（令和3年度実施予定）

安全で快適な利用環境の提供と美観維持	<ul style="list-style-type: none"> ・辻堂海浜公園と同様に、毎日、放置ゴミ等の回収を行い、清潔な環境を維持 ・運動施設の利用状況や天候に応じたグラウンドの整地やトイレの臨機応変な清掃 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の為、有料施設利用者に消毒液を貸出
施設設備の機能維持保全	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の巡視や必要に応じた樹木医による点検等による危険個所の早期発見、早期対応に努め、事故の未然防止と施設や樹木の機能を保全、及び堆砂の速やかな除去 ・野球場防球ネットは、台風や強風、大雪など天候に留意しネットの昇降を実施
効率的・効果的な管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・辻堂海浜公園スタッフにより、辻堂海浜公園と併せた一体的な維持管理を行う
地域と協働した管理	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に親しまれる公園づくりと環境教育の一環として近隣の小学校に花苗を提供し、地域の緑化に協力する

辻堂海浜公園・湘南汐見台公園 共通

■維持管理の水準を担保するための取り組み（令和3年度実施予定）

管理の水準を担保し持続するため、業務の効率性を高めるとともに、施設の現状をふまえた確実な維持管理を行います。

なお、効率化により生み出された時間・費用は、管理運営の充実や利用者サービス向上に充当し、維持管理の充実化を図ります。

有資格者による業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理運営士、水泳指導管理士など有資格者の配置 ・樹木医資格者の派遣
業務効率化の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・管理マニュアルの整備 ・公園管理データベースシステムでの点検や修繕の維持管理情報の蓄積 ・PDCAに基づく効率化
管理水準を担保する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なモニタリングの実施 ・自己点検表を用いた確認と検証 ・施設特性をふまえた専門業者への業務発注
コスト削減の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の一括発注
防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた備蓄品の点検補充 ・設備の定期点検
スタッフのスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・e-kanagawa 施設予約操作研修、技術研修、安全管理講習会参加、OJT等による維持管理技能のアップ

<付属書類> 年間維持管理計画表（別添）（令和3年度年度予定）

計画書4 「利用促進のための取組」

(1) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方

辻堂海浜公園

これまでに培ってきた地域や利用者との連携を継続し、湘南地域を中心とした文化、芸術活動の受け皿として、地域や団体等が企画する持込イベント等への支援を積極的に行うことで、地域と一体となった公園づくりを更に進めていきます。

また、圏央道の開通により県北方面からの交通アクセスが向上し、これまで以上に広域からの新しい利用者も増加すると見込まれます。このような方々にも、ゆっくりと公園に滞在していただけるよう、サービスと魅力の向上に努めます。

■ゆっくりとくつろいでいただくためのイベント、サービスの展開

地域や関係団体、新たな企業とも連携し、イベントや利用者サービスを充実し、利用者の満足度向上を目指します。

○地域や関係団体、企業や利用者等と一体となったイベント、プログラムの継続

地域活性化や地域交流に繋がる「公園まつり」をはじめ、「ユニバーサルカヌー体験会」など、人と人との繋がりをテーマにするプログラムやイベント等を地域と協働で開催します。

(令和3年度年度実施予定)

<p>地域や関係団体、企業、利用者等と一体となった「大規模イベント」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「辻の盆」 ・「子ども駅伝大会」 ・「辻堂フリマピクニック」 ・「絆プロジェクト 水辺の安全を一緒に学ぼう」
<p>地域や関係団体、企業、利用者等と一体となった「利用プログラム」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルカヌー体験会 ・「やさしいうんどう教室」(辻堂海浜・汐見台) ・大人と子どもの元気アップ運動クラブ ・親子向け各種クラフト教室 ・セミの羽化観察会 ・交通公園子ども塾



交通公園子ども塾

○「かいひんSUN-DAY」事業の継続

県民の交流や発表の場として公園を使用した地域団体や民間業者等の持込イベントを、共催者として実施・支援します。また、今後は公園主催から地域や利用者が主体となったイベント運営に重点を移し、より地域や利用者と一緒に公園づくりを進めます。(令和3年度実施予定)

<p>かいひん SUN-DAY事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HUG ANIMALS ・アウトドア・マリン&ファミリースポーツフェア ・ワンカリ ・Shonan ETHICAL MARKET ・タイランド フェスティバル ・THE GARDEN FESTIVAL ・Shonan Autumn Fes ・湘南パン祭り
---------------------------	---



HUG ANIMALS

○かいひんFRIENDS事業の展開

週末の利用を促進する方策として、「文化・芸術」、「健康」等にかかわる市民参加型の小規模な利用プログラムを新たに実施します。その際、人材や公園周辺を含めた地域資源を活用し、“湘南”という地域の魅力を示すことで、集客力の強化を図るとともに地域活性化や交流にも貢献していきます。

(令和3年度実施予定)

<p>かいひん FRIENDS事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・辻堂ローカルマーケットの定期開催 ・ヨガプログラム等各種スポーツプログラム ・辻堂フラベジフェア ・SHONAN FOODTRUCK FES ・子ども凧作り教室 ・チリリンスクール（自転車交通安全教室） ・30分で乗れる自転車教室 ・いもの教室 ・わんこと一緒にウォーキング ・お花で遊ぼう 楽しもう！ 	 <p>辻堂ローカルマーケット</p>
---------------------------	---	--

○利用促進を図るための利用者サービスの充実

(令和3年度実施予定)

<p>交通公園 交通展示館</p>	<p>子どもたちや家族がより楽しく過ごせる空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通公園：利用者サービスとして、パトカーやキャラクターもののバッテリーカーの継続。クラフト教室の実施。 ・交通展示館：スーパーライダー撤去跡にミニ四駆コースの設置。また木製遊器具や壁面パズルなどポーネルドプロデュースの子ども遊び場を提供。 	 <p>クラフト教室</p>
<p>プール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開業に向け、プレオープンイベントを開催 ・熱中症対策の為、プールサイドにテントを多数設置し日陰空間を提供。また放送にて注意を喚起。 ・「アクアビクス」イベントの開催 	 <p>Aloha Time</p>
<p>サーファーなどの 海浜利用者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、海浜ライブカメラを設置し、公園前の海岸を利用される方々に波のリアルタイム映像を公園HPで発信提供 	

■閑散期における園内施設の有効活用 (令和3年度実施予定)

本公園では、12月から3月までの冬季閑散期に、「辻堂フリマピクニック」イベントの開催など、積極的な利用促進を図ります。

○プール閉鎖期間の利用促進

- ・オープン前に「水辺の安全を一緒に学ぼう」イベントを開催し、子どもたちの水に係る事故防止の普及啓発を推進します。
- ・プール閉鎖期間中は、カヌースクールなどの各種イベントを開催し、遊休施設の利用を推進します。

○各種イベントの開催（令和3年度実施予定）

子ども凧作り教室開催（1月）	親子を対象とした凧揚げと凧作りの体験
SHONAN FOODTRUCK FESの開催（1月）	フードトラックによる食の提供と食に関わる啓蒙イベント
子ども駅伝大会の開催（2月）	園路を活用し小学生を対象とした駅伝大会を開催
湘南パン祭りの開催（3月）	湘南地域で活動するこだわりのパン屋を集め、パン屋同士の交流と地域の方々への紹介を兼ねた祭りを開催
交通公園子ども塾（3月）	地域団体と連携し、交通をテーマとした体験プログラムを実施

■健康づくりに寄与する利用プログラムとサービスの展開

「かながわ未病改善宣言」をふまえ、健康づくりに寄与する利用プログラムやサービスを展開します。（令和3年度実施予定）

地域の健康づくりへの協力	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども駅伝大会」の開催 ・「大人と子どもの元気アップ運動クラブ」の開催 ・「パークラン」によるランニング、ウォーキングへの協力
健康づくり教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防とした「やさしいうんどう教室」、「つじどう寝たきりゼロ体操」、「公園体操」、「リフレッシュヨガ」「シニアヨガ」「ママヨガ」の定期開催 ・「やさしいうんどう教室 地域指導員養成プログラム」の実施
食を通じた健康作り	<ul style="list-style-type: none"> ・オーガニック等安心・安全な食材を販売する「辻堂ローカルマーケット」の誘致
ランナー等に対するサービスの充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・園路のランニングコースの距離表示を見やすく改善した公園パンフを配布 ・海岸沿いのルートも含めたコースマップの配布

湘南汐見台公園

本公園は、駐車場を備えていないため、イベントの開催は難しく、利用促進にあたっては周辺住宅や老人介護施設に負担をかけない配慮が必要です。近隣公園として、地域の方々により多く利用していただけるよう、親しみある公園としての利用促進を継続します。

（令和3年度実施予定）

○みんなの花壇づくりと緑の育成

これまで、遊戯広場に「みんなの花壇」を設置し、周辺住民や小学校と一緒に花の植え付けを行ってきました。

この取り組みによって、季節の彩りを感じられるようになりました。公園外にも緑化活動を広げ、近隣小学校にも花苗を提供して地域緑化に寄与して参ります。



みんなの花壇

○健康増進の場づくり

高齢者を対象とした「やさしいうんどう教室」及び「汐見台からだ元気体操」を継続し、日常的な利用促進と健康増進を図ります。



やさしいうんどう教室

(2) より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等

私たちは、多くの方に本公園を知っていただき、公園を利用するきっかけを提供するため、多様な手段を通じて積極的な広報活動を継続します。

その際、情報の種類や広報の目的、対象者に応じて、適切な時期や手段、媒体を選んで情報発信を行っていきます。

■広域的に情報発信するための幅広い媒体の活用

当協会が従来から築いてきた関係機関とのネットワークを活かし、幅広い広報媒体を用いて県内全域、さらには首都圏全体からの集客を図ります。

また、イベントについては、内容に応じてターゲットを絞った告知を行い、その内容に関心のある方に情報が行き届くような広報手段、媒体を選択します。

独自の広報ツール	<ul style="list-style-type: none"> 当協会ホームページ、辻堂海浜公園ホームページ（週1回更新） Twitter、Facebook（随時更新） 公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行） イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布
マスコミへの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報の積極的な掲載依頼 情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼
「首都圏みどりのネットワーク」との連携	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の公園と共同のガイドブック作成、販売 首都圏公園スタンプラリーの開催
外部ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 県情報サイトの活用 「かながわNow」（観光）、「PLANET かながわ」（生涯学習）等
交通広告	<ul style="list-style-type: none"> 駅掲示板へのポスター掲示

■地域のネットワークを活用した情報提供

地域に根差した公園づくりの一環として、これまでに築いてきた自治体や関係機関など地域のネットワークを活用し、周辺住民や地域に情報発信します。

自治体広報	<ul style="list-style-type: none"> 藤沢市「広報ふじさわ」（広報紙）、「カラフルフジサワ」（Facebook）にイベント情報等を掲載
回覧板、掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 市民センター、地域自治会、商店会連合会と連携し、回覧板や掲示板等を活用した情報提供

■公園のイメージアップに繋がるイベント、キャンペーンの開催

イベントやキャンペーンなどの機会を通じ、公園のイメージアップを図ります。

フォトコンテスト開催	<ul style="list-style-type: none"> 県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催 入賞作品を紹介する写真展を各公園や病院等で開催 入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作
外部イベント等でのPR	<ul style="list-style-type: none"> フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示
当協会マスコットキャラクターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 当協会マスコット「コーちゃん&エンちゃん」が公園や地域イベントに出演し、知名度向上を図る

■公園利用者数の目標値

公園の魅力アップや、上記のような広報、PR活動と合わせた様々なイベント等の利用促進方策により、辻堂海浜公園では平成21～24年度の利用者数平均の5%増（176万人）を、湘南汐見台公園では5%増（10.4万人）を目標として利用促進を図ります。プールについては、天候、気温の影響による利用変動のリスクを踏まえ、過去4か年の平均入場者数約20万人を目標とします。

計画書 5 「自主事業の運営」

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた自主事業について、具体的な提案

私たちはこれまで、2公園の利用者の利便性を高め、サービス向上を図るため、県の管理許可等を受け、有料駐車場、自動販売機、軽飲食・売店、プールロッカー及び温水シャワーの運営を行ってきました。

今後とも自主事業の料金設定にあたっては民間を含む同様な近隣施設の相場も考慮した上で公の施設として相応の料金を設定し、県藤沢土木事務所の許可を得て実施します。

■有料駐車場 (令和3年度実施予定)

利用者の利便性向上を目的として、2箇所の有料駐車場を運営します。

有料期間	通年	有料時間	5:00~21:00
駐車台数	東駐車場：普通車 499 台 西駐車場：普通車 301 台		
料金設定 (税込)	最初の1時間	大型車：1,050円	普通車：430円 二輪車：無料
	以降30分ごとに加算	大型車：530円	普通車：220円 二輪車：無料
		上限：普通車：1,250円 (プール期間は適用外)	
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> 回数券販売を継続 上限料金の適用期間は、プール期間を除くすべての期間に拡大 		

※駐車料金については、当協会が定める「県立辻堂海浜公園駐車場管理基準」に基づき、障がい者の方や教育機関等、各種減免を実施します。

■自動販売機 (令和3年度実施予定)

利用者のサービス向上や熱中症対策として、利用者の多いエリアを中心に自動販売機を設置します。そのうち、一部の機械は災害時に無料で飲料が供給できる「災害支援型ベンダー」や車いすの方が購入しやすい「バリアフリー型ベンダー」を採用します。

設置場所	プール管理棟前、花の庭、北口園路沿い、交通公園、交通展示館内、しょうなんの森、東駐車場、西駐車場、すこやか広場、プール施設内(臨時)、汐見台公園入口		
販売品目	清涼飲料水、アイス		
設置台数	28台 (辻堂21台・汐見台3台・プール4台)	営業期間	通年 (プールは夏季のみ設置営業)

■軽飲食・売店 (令和3年度実施予定)

レクリエーションやプール遊泳の際での飲食サービスを充実するため、園内各所でカフェや売店を営業します。

また、利用者満足度調査の結果を踏まえて設置した交通公園に売店を継続し、繁忙期の飲食サービスの向上を図ります。なお、各提供品目については、利用者ニーズに応じ、適宜見直しを行います。



スマイルカフェ「波波波」

内容	提供品目	備考	営業期間
プール管理棟内 軽飲食店「波波波」	麺類、カレー、軽食、スイーツ類、飲料等	オープンテラスを設置、屋内外で食事が楽しめる環境を提供 テイクアウトを前提として運営し、販売品目の充実を図る	年末年始・定休日を除く通年営業
西駐車場北側売店	軽食、各種飲料、菓子等		
交通公園内売店	軽食、各種飲料、菓子等		
プール施設内売店	麺類、軽食、飲料、アイス、水着等		プール期間中
プール施設内 仮売店5店舗	麺類、軽食、飲料、ロコモコ等の季節もの		

■温水シャワー・コインロッカー（令和3年度実施予定）

夏季のプール利用者の更衣や園内及び海浜利用者のサービス向上を目的として、温水シャワーとコインロッカーを運営します。

○プール管理棟更衣室温水シャワー

営業時間	9:00～18:00	営業期間	プール開場期間中
設置台数	15台	設置場所	プール管理棟更衣室
料金設定	使用料 1回（3分間）：200円		

○屋外温水シャワー

営業時間	9:00～17:00	営業期間	通年
設置台数	2台	設置場所	東駐車場横
料金設定	使用料 1回（3分間）：100円		

○プール管理棟更衣室ロッカー（プール期間中）

営業時間	9:00～18:00	営業期間	プール開場期間中
設置台数	2,980個	設置場所	プール棟更衣室
料金設定	使用料 1回大型200円、小型100円		

○プール管理棟ロッカー（プール閉場中）

営業時間	9:00～17:00	営業期間	年末年始を除く通年
設置台数	25個	設置場所	プール管理棟
料金設定	使用料 1回大型200円、小型100円		

■オリジナルカレンダー

神奈川県立公園のPR活動として、フォトコンテスト入賞作品を収めたカレンダーを作成し有償で配布します。

販売場所	公園管理事務所、交通展示館受付		
期間	11月上旬から翌1月末	料金設定	1部500円

（2）事業の実施体制など具体的な内容

事業の実施にあたっては、オーチャー及び委託先企業の特性や運営ノウハウを活かし、効率的な運営によって収益力向上を図って、更なる管理運営の充実を目指します。

■有料駐車場

実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的管理の点から、オーチャーがプール運営とともに運営 ・これまでのノウハウを活かし、サービス向上と業務効率化を図る
利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・常設駐車場の料金所は機械と有人との併用方式 ・渋滞緩和策として、公園ホームページでの満車情報を提供
繁忙期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・公園周辺道路に交通誘導員を配置し、路線バスの運行や周辺住民に迷惑をかけないように柔軟に対応

■自動販売機

実施体制	・自動販売機専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託
点検方法	・販売品目や防犯、節電等について適切な指導を行う
委託する業務	・商品補充と品質管理、事件や事故発生時（機器破損等）の対応など

■軽飲食・売店

実施体制	・各店舗の目的にふさわしい専門業者へ営業委託
点検方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会が清掃や接客態度等について日々チェックし、適切な指導を行う ・メニュー見直しなどを適宜行い、利用者へのサービス向上に努める

計画書6 「利用料金について」

■温水シャワー及びコインロッカー

実施体制	・オーチャーがプール運営と併せて、直営で管理
点検方法	・機器の保守点検については専門業者に委託し、適切な保守点検を実施

■オリジナルカレンダー

当協会の公益事業として作成するカレンダーを有償配布し、神奈川県立公園の PR 活動につなげます。

(1) 利用料金制導入施設がある場合の利用料金の設定

利用料金制度は、指定管理者に料金設定（減額、割引等）の裁量を与え、利用者増・利用料金収入増を図り、維持管理経費への充当や利用者サービス向上につなげる制度です。

本公園では、平成 21 年度から利用料金制度が導入され、これらの収入と駐車場利用収入により全ての指定管理業務を実施してきました。この制度の趣旨を踏まえ、条例の上限内で周辺類似施設との料金バランスにも配慮した上で料金を設定し、利用動向に応じた効率的な運営やサービス向上により、利用者増と利用料金収入増に努めます。

■利用料金を徴収する施設及びその料金設定（時間、期間）（令和3年度実施予定）

プール及びブスカイサイクルは、利用促進の余地がある時間帯や利用者層を考慮した料金の継続をします。

特別な料金を設定する利用料金施設	県条例の上限金額		指定管理者設定利用料金	
	区分	料金	区分	料金
プール	大人（中学生以上）	850 円	大人（高校生以上）	850 円
			大人（午後割 ※15：30 以降）	520 円
			中学生	520 円
	小人（小学生以下）	210 円	1 歳以上小学生以下	210 円
スカイサイクル	小人（小学生以下）	110 円	小人（小学生以下）	100 円

なおプール営業の場合は、コロナ下における制限と、利用者の安心安全やサービス等を総合的な視点で捉え、セブンイレブンでのプール券販売など検討します。

○上記以外の交通展示館、多目的グラウンド、及び湘南汐見台公園の多目的グラウンド、少年野球場は、県条例の利用料金上限額と同額とします。

(2) 減免の考え方

料金の減免については、施設特性、利用特性に応じた独自の減免規程を設け、県都市公園条例第 36 条に基づき、県の承認を得て行います。

減免については、事業の公益性の高さや行政目的を考慮し、減免の対象を決定しますが、一方で一般の利用者に対して不公平にならないように配慮します。

障がい者や社会福祉団体、教育機関及びその関係団体が行う児童・生徒を対象とした利用については全額減免とします。ただし、全額減免の対象であっても、大会主催者などが入場料を徴収する場合には、半額減免とします。

計画書7「利用者への対応」

(1) 接客対応及びその研修等

当協会では、毎年1回「親しまれる公園づくり懇談会」を開き、外部有識者の提言を取り入れて公園運営に活かしています。また、職員全員が「パークコンシェルジュ」の心構えで利用者へ接しています。

これに加えて、新たに「コンシェルジュリーダー」を指定し、さらに詳しい公園情報をより丁寧に提供するなどして、公園利用者が快適に過ごせるように努力します。

■基本的な接客の姿勢と対応

私たちは、以下のような点を重視し、職員一人ひとりが接客対応していきます。

- ・ 全職員が公園の「顔」であることを自覚します。
- ・ ユニフォームを清潔に保ち名札を見やすい位置につける等、身だしなみを整えます。
- ・ 利用者へ積極的に挨拶をします。
- ・ 問い合わせに対し誠実に回答するとともにプラスαの情報を提供します。
- ・ 明るい声で丁寧な電話対応をします。

○職員の情報共有の徹底

全職員がパークコンシェルジュとしての役割を果たすためには、常に正確かつ最新の公園情報を把握していることが重要です。

そのため、日々の朝礼において公園内の最新状況の報告・連絡を徹底するとともに、連絡ノートの回覧を行います。また、月1回の定例全体会議において事業予定や維持管理計画等の公園に関する新鮮かつ正確な情報の共有を図ります。



コンシェルジュリーダーが着用するバッジ

○コンシェルジュリーダーの指定

職員の中からワンランク上の「コンシェルジュリーダー」を新たに指定し、利用者へ更に詳しい公園情報を提供する体制を整えます。

コンシェルジュリーダーは、園内の巡回時に利用者から声をかけていただくための目印として、専用のバッジを着用します。また、このことをホームページ等で利用者へ周知します。

■接遇研修、OJT等によるスキル向上

接遇研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員を対象とした接遇研修の開催 ・ 園長をリーダーとして、「接遇マニュアル」を用いた公園ごとの接遇および苦情対応研修（年1回）
OJT	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼や定例の全体会議等において、「接遇マニュアル」のチェックシートを配布して、各自の対応を定期的にチェック ・ 利用者への積極的な挨拶を励行するため、朝礼での挨拶唱和の実施

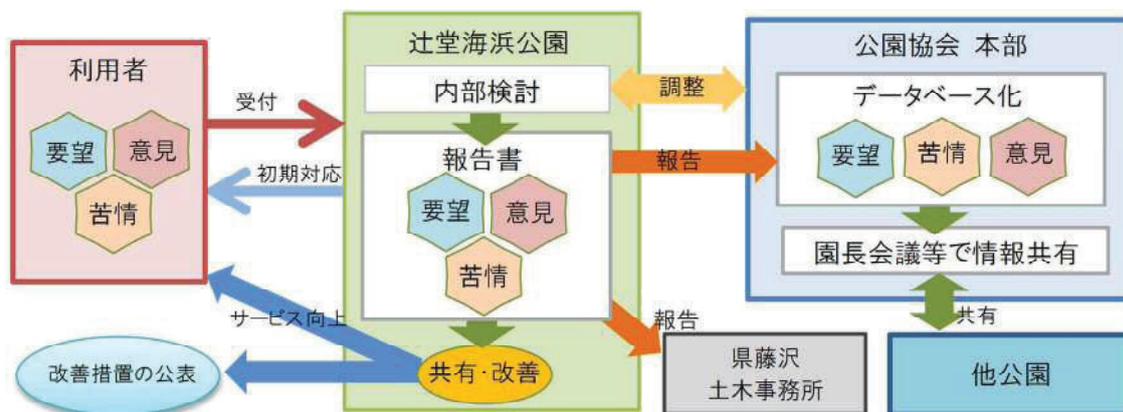
(2) 苦情処理の対応及びその研修等

公園は不特定多数の方が利用する場所であり、様々な利用者から多種多様な内容の苦情が寄せられます。

このような苦情に対しては誠意をもって迅速に対処するとともに、あわせてその原因を究明し、改善策を講じて管理運営にフィードバックします。

また、当協会が管理運営する他の施設からの苦情・要望情報をデータベース化し、相互に共有します。

■基本的な苦情処理の流れ



■適切な苦情対応を行うための研修

当協会の「接遇マニュアル」に最新の苦情対応事例を盛り込み、職員誰もが閲覧できる場所に設置し活用します。また、マニュアルは苦情対応の事例を多く記載する等実態に即した対応ができるよう工夫します。

さらに、定期的な接遇研修では特に苦情対応方法も加えて実施するとともに、日々の朝礼やOJTを通じて実践的な接遇教育を行い、スキルの向上を図ります。

(3) 利用者への公園の利用指導及びその研修等

■公平・公正なルールの策定と周知徹底

様々な利用者に納得していただけるよう、公平・公正な利用ルールを策定し、丁寧に利用指導を行います。また、利用ルールは利用動向や利用ニーズの変化に応じて適宜見直します。

さらに、利用ルールについては園内の各所にイラスト等を用いながらわかりやすく表示します。

■適切な利用指導を行うための研修

○新規採用者に対する都市公園法、条例等の関係法令についての研修

○職員会議での情報共有

職員の利用指導にブレがないよう、園内の職員会議にて情報を共有します。

○OJT（職務を通じて先輩から後輩への指導）

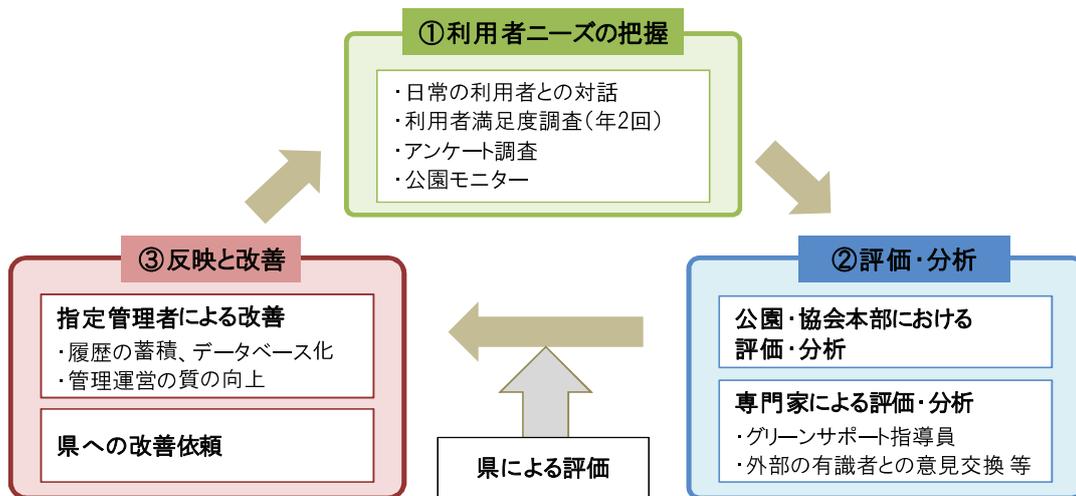
○他団体との交流による最新事例の情報収集と職員への共有

各種フォーラムや関係団体との勉強会（公園運営協議会等）において最新の事例について情報交換を行い、その内容を職員で共有します。

（４）サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み

■利用者ニーズの把握と反映の仕組み

本公園では、下記のような仕組みによって利用者ニーズを的確に把握し、評価・分析のうえ運営改善に反映させます。



■利用者からの視点に立った継続的な改善の取組み

従来からの利用者満足度調査に加え、接遇やサービス面により重点をおいた「公園モニター」制度を創設し、利用者の視点からの具体的な調査を実施します。

また、これらの調査結果を今後の管理運営に反映していきます。

（令和3年度実施予定）

利用者満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 県との基本協定に基づく利用者満足度調査を実施 【簡易（随時）アンケート+詳細アンケート】 イベントの実施効果等についての自主的にアンケート調査を実施（随時）
公園モニター制度	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方をはじめとした第三者をモニターとして公募 モニターが、チェック表に基づき、職員の接遇やトイレの清潔さ等をチェック その結果に基づいて、改善点が必要な場合には本部による指導や研修等を行い、継続的な改善と向上を図る。

計画書 8 「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」

(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

辻堂海浜公園は、多彩な機能を持つ複合施設として、多面的な安全管理への配慮が必要です。施設の老朽化も進んでいるため、日常の巡視、点検を重視し、不具合の早期発見、早期修繕に努めています。

また、湘南汐見台公園でも施設の老朽化や塩害による施設の傷みが見られるため、巡回の際に必ず遊具や各施設を点検し「事故の芽」を取り除いておくよう心がけています。

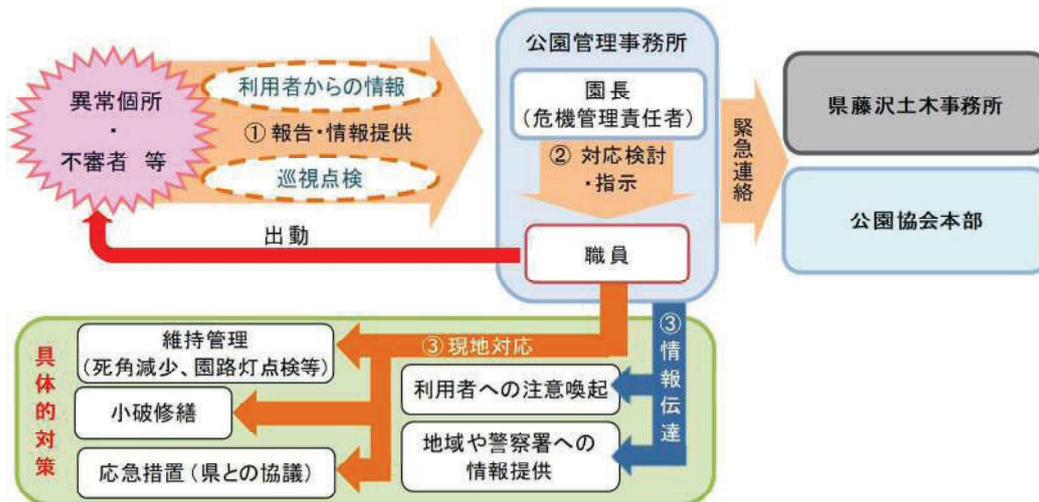
辻堂海浜公園では敷地面積が広く死角になりやすいエリアもあること、湘南汐見台公園では管理スタッフが常駐しないことなどを考慮し、巡視、点検にあたっては、特に注意の必要な箇所に重点を置き、確実な事故防止体制をつくっていきます。

あわせて、様々な研修によって職員の事故防止と安全意識の向上を図ります。

■防犯対策等安全確保の実施体制

○日常的な事故・犯罪防止の体制

園長を危機管理責任者と定め、下記のような体制により異常箇所や不審者等を早期発見し、職員による現地対応、利用者や関係機関への情報伝達を迅速に行います。



○夜間・年末年始等の体制

夜間および年末年始などの勤務時間外は2名体制とし、かつ、毎日、警備員を配置します。年末年始は昼夜とも2名体制で警備にあたります。1名が定時に園内の巡回警備を行い、残る1名は緊急連絡対応のため待機し、必要に応じて園長などへ緊急連絡します。交通展示館は機械警備を行い、異常がある場合は警備員が急行します。

■事件、事故を未然に防ぐための対策（防犯対策等）

日常巡視	毎日、早朝、朝礼前、夜間、園内のパトロールコースを巡視し、遊具、施設や園内の状態を目視で確認
施設点検パトロール	通常のパトロールとは異なる視点によるチェック。当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施
防犯上の死角の減少	日常パトロールや園内利用者の情報により、樹林地の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図る

不法投棄、破損行為等の 早期発見・早期処理	ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為の長期間の放置などを早期発見・早期処理し、犯罪をよびこまない雰囲気づくり
地域住民や関係機関との 情報共有	地域住民や警察署、消防署との連携により、地域や近隣自治会との防犯情報の共有に努める
利用指導による防犯	園内における花火、若者の”たむろ”、未成年者による飲酒行為、バイクの乗り入れ等に対し、警察署や学校等とも連携して利用指導を行う
緊急車両の進入路の確保	交通事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に侵入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保する

■施設の安全対策

施設特性や利用動向をふまえて、下記の通り適切な安全対策を講じます。

施設毎の安全確保のポイント	
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、朝礼前に、目視による安全点検と砂場の整地と危険物等を除去 ・月1回チェックリストによる点検、年1回、専門業者による定期点検を実施 ・点検・修繕履歴の作成
樹林地 ・ 植栽樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木や枯枝、倒木による事故発生の可能性が高い園路沿いを重点的にパトロールし、危険枝等を除去 ・特に強風や大雨後には巡視を実施し、外周も含め危険樹木の早期発見、報告と処理 ・危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、駆除
園路・階段 ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> ・未舗装園路の敷き砂利流出や陥没による不陸等の点検、補修 ・木製階段やベンチの腐朽、ボルトの緩みなどを重点的に点検
池	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち入り制限ロープのほつれや緩んだ箇所がないか等を点検 ・サザン池は定期的に清掃を実施し底部の石等を除去 ・自然池護岸岩組の裏込め部の陥没など異常がないか点検
交通公園	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車等の乗り物の点検やコースの安全確認 ・スカイサイクルの試乗による安全確認

○保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険へ加入します。

また、施設賠償責任保険でカバーできないケースに備えて、当協会直営で製造、販売した食品に起因した食中毒に対応する生産物賠償責任保険及び、当協会主催のイベント内容に応じて、事故に対応する傷害保険（イベント保険）に加入します。

プールについてはオーチャーが単独で監視業務に関する賠償責任保険に加入。

■プールにおける安全対策

プール運営全般を担当するオーチャーが、辻堂海浜公園をはじめとする施設運営の実績を活かし、確実な安全管理を行います。

施設の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・開場前の清掃段階で、破損個所の補修修繕や吸込み箇所のボルト固定等の安全確認を実施する。 ・開場期間中には、毎日、吸い込み部の異常の有無や水質のチェック、ウォーター 슬라이ダーの滑走による安全確認など、施設設備点検を実施する。 ・閉場後は、次年度に向け、プール施設設備全体を点検し、安全確保に必要な改善事項を県藤沢土木事務所に報告する。
---------	--

<p>プール監視の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・C P T R (C : コントロール、P : パトロール、T : タワー、R : レスト) を確実にを行い、利用者の安全確保に努める。 ・監視の重点項目は独自のマニュアルにより詳細な実施計画を策定する。 ・水面を中心に場内全域において監視を行う。その際、監視台を用いた高い位置からの監視や複数体制により死角を作らないよう注意する。 ・20分に1回、プールスタッフがプール内を巡回する。 ・プール監視の責任者として、日本赤十字社水上安全法救助員または日本赤十字社救急法救助員の有資格者を配置するほか、他の監視員も救命救急講習会を受講し、心肺蘇生法の技術を習得した者を配置する。 ・監視員の体調管理を徹底するとともに、集中力を維持するため、無理の無いローテーションを設定する。 ・毎日の訓練(人工呼吸・引き上げ・連絡)と月1回の想定訓練(溺者を想定した責任者以外非通知の総合訓練)を行って常に技術向上を図る。
<p>利用ルールの周知と適切な利用指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、利用ルールの周知とマナーの向上を呼び掛け、居心地の良いプールとしての雰囲気づくりを進める。 ・利用者の年齢や体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、及び保護者の付き添いを求める等の指導を行う。
<p>防犯対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・20分に1回、または必要に応じてプールスタッフがプール内を巡回する。 ・プール期間中の盗難事件防止のため、利用者への貴重品ロッカー使用の案内、盗難に対する危機管理意識の向上を入場口や園内放送で呼びかける。 ・県と協議の上、防犯カメラや貴重品ロッカーの増設を検討する。 ・窓口の注意掲示や園内放送で利用者の防犯対策やロッカーの使用を促す。

■火災への対策

消防法に基づく「消防計画」を作成し、建物施設の災害対応マニュアルとして取り扱い、必要に応じて随時、消防計画の見直しを行います。

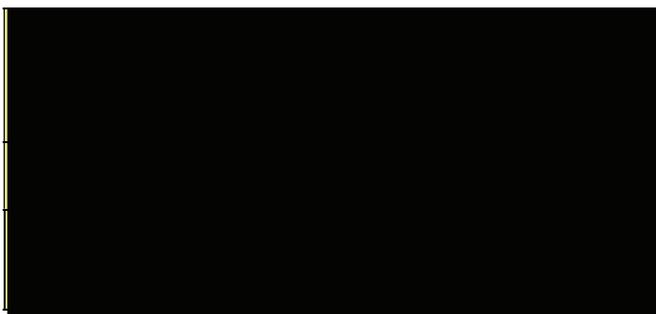
消防訓練や消防設備の点検を確実にを行い、必要に応じて消防の指導も受け、火災発生時にも職員が冷静な対応ができるようにします。

■維持管理業務における日常の作業の安全対策

<p>利用者に対する安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園内作業車走行時のハザードランプの点滅、速度順守 ・作業時における注意看板、立入防止柵などの設置 ・作業時の小石の飛散防止機能がついた刈払機の使用 						
<p>作業員の安全確保</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="434 1406 598 1489"> <p>作業スタッフ</p> </td> <td data-bbox="598 1406 1345 1489"> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 ・高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1489 598 1534"> <p>委託業者</p> </td> <td data-bbox="598 1489 1345 1534"> <ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法規遵守の指導(日々の作業状態のチェック) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1534 598 1668"> <p>ボランティア</p> </td> <td data-bbox="598 1534 1345 1668"> <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策は責務として位置づけ(当協会で定める [] への明記) ・作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化 ・ボランティア保険加入を促進 </td> </tr> </table>	<p>作業スタッフ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 ・高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託 	<p>委託業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法規遵守の指導(日々の作業状態のチェック) 	<p>ボランティア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策は責務として位置づけ(当協会で定める [] への明記) ・作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化 ・ボランティア保険加入を促進
<p>作業スタッフ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 ・高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託 						
<p>委託業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法規遵守の指導(日々の作業状態のチェック) 						
<p>ボランティア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策は責務として位置づけ(当協会で定める [] への明記) ・作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化 ・ボランティア保険加入を促進 						

■安全管理のマニュアル等の整備

当協会全体または本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。



■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

○新規採用者に対する安全衛生教育を実施

- ・労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施

○○OJT等による日常的な研修

- ・危険予知訓練（KYT）を毎日の作業前に作業スタッフ全員で実施
- ・スズメバチ等危険生物への対処方法の内部研修を実施
- ・公園のスタッフを対象とした遊具点検に関わる研修会を開催（年1回）

○必要に応じた外部研修の受講

- ・農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講
- ・遊具の安全点検講習（外部講習）に、公園管理主任が数年に1回、出席
- ・資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員全員が専門機関の講習受講

計画書9 「事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針等」

(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

また、当協会では「県立都市公園等における災害活動対策指針」を策定し、様々な災害に的確に対応する体制を整えています。災害発生時には、協会本部や警察・病院等の関係機関とも連携しながら被害の拡大や二次災害の発生を極力抑止し、事態収拾後には再発防止を図ります。

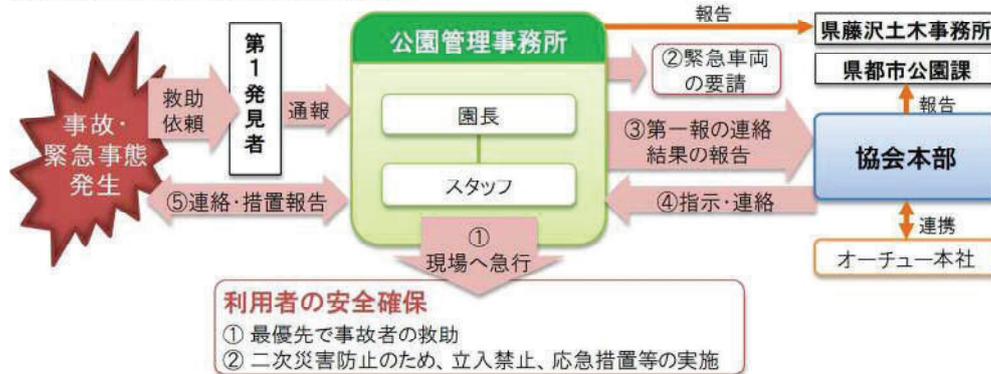
特に、辻堂海浜公園、湘南汐見台公園は共に海浜部に位置し、悪天候の際には飛砂、暴風による影響を受けやすい環境にあるとともに、津波による人的、物的被害の恐れも高く、県の津波避難予測でも条件によっては浸水が予測されています。

また、ジャンボプールに利用者が集中する夏季は、落雷被害防止への配慮も大きな課題です。不特定多数が利用する交通公園やプールなどにおいて、事故、気象災害が発生した場合や発生が予測される場合には、必要に応じて避難を呼びかけたり、利用制限などの措置をとって被害を未然に防ぎます。

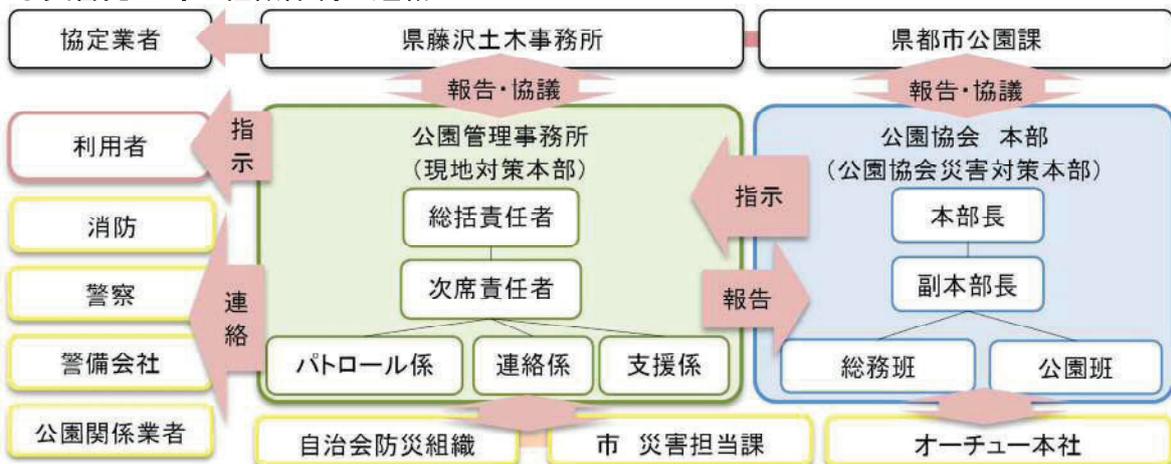
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長（不在時は参集したスタッフの中の上位者）を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ



○災害発生時の組織体制・連絡フロー



○職員役割分担		
役割分担	役職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	園長（不在時は、副園長）	情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、土木事務所や本部へ状況報告する
次席責任者	副園長（不在時は、公園管理主任等）	現場状況を把握し、随時、管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる
パトロール係	公園管理主任、パート職員	園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する
連絡係		通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する
支援係		避難した方への応急手当や市や県への支援活動を実施する
○夜間および年末年始の対応 夜間は、オーチャーの警備員が通報への一次対応や応急処置などを行います。緊急事態発生時には予め整備した緊急連絡網により、園長または副園長等が連絡を受け出勤します。年末年始には、日中から警備員が園内巡視を行い、当番表により公園職員が現場へ急行できる体制をとるとともに、本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。		
■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応 <ul style="list-style-type: none"> 避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。園内放送で繰り返しアナウンスを行うほか、作業車や自転車で園内を巡回し、避難を呼び掛けながら被害者の有無や被害状況の確認を行います。 被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを張るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。有料施設等の利用中止を決定した場合、予約者に電話で連絡します。また、臨時休園する場合には、ホームページ等に情報を掲載し、広く周知を図ります。 		
■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応 気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。 利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、危険性の高い有料施設については速やかに利用を中止し、避難するよう促します。		
大雨、大雪 暴風警報	危険が差し迫っている場合を除き、警備員と職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセーフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとる	
雷注意報	速やかに雷注意報の発表を利用者に知らせ、注意喚起を行う 雷鳴が聞こえてきたら、プールや交通公園、多目的グラウンドなどの屋外有料施設の利用中止を呼びかけ、建物内など安全な場所への一時避難を促す	
その他の異常気象等	竜巻注意情報が発表された時、県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行う	

■大雨、大雪、暴風等警報発表時

大雨、大雪、暴風警報が発表された場合には気象状況に関わる情報を収集し次のとおり対応します。

- ① 8時30分から17時15分に警報が発表された場合（年末年始を除く）
 - A) パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
 - B) 安全に園内をパトロールできる場合、園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導

重点 点検 箇所	大雨時	池や排水施設など雨水が集中し冠水の危険が高い箇所や、土砂流出の危険がある箇所
	暴風時	工作物、看板、樹木の枝折れ等
	大雪時	スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、樹木の枝折れの有無

- C) 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県藤沢土木事務所と公園協会本部へ被害状況を報告
- D) 台風時等には、必要に応じて時間外待機を実施
- ② 時間外及び年末年始に発表された場合
 - A) 安全に園内をパトロールできる場合、8時30分までにスタッフが園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措置を実施し、速やかに県藤沢土木事務所と公園協会本部へ報告。なお、被害がない場合は警報発表後の開庁日8時30分までに県藤沢土木事務所と公園協会本部へ報告。
 - B) 8時30分時点で安全に園内をパトロールできない場合、その旨を県藤沢土木事務所と公園協会本部へ報告
 - C) 危険箇所の重点点検を実施し、新たな被害がある場合は、県藤沢土木事務所と公園協会本部に報告

※土日祝日及び年末年始の場合は、「県藤沢土木事務所」を「県藤沢土木事務所担当者の携帯電話等」とする

(2) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

本公園はプールをはじめとして利用者が多く、病人・けが人の発生する確率も高いため、全職員が冷静に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図っています。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

I 状況確認	・職員が現場に急行し、急病人の状況と周囲の安全を確認
II 応急手当	・呼吸、意識の確認、保護者への連絡等 ⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合 木陰や建物内の涼しい部屋へ搬送、夏季に常備する氷で冷やすなど
III 救急車の要請	・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保し現場へ誘導します。 ・保護者など同乗者がいない場合は職員が同乗し、病院で引き継ぐなど
IV 報告	・事態収拾後には、県藤沢土木事務所、協会本部へ対応結果を報告します。

■急病人発生に備えた対策

○AED、救急箱等の設置

AEDを公園東側の運営拠点である管理事務所に1台、西側の運営拠点である交通公園に1台、湘南汐見台公園の倉庫内に1台の計3台を常備するとともに救急箱も常備し、AEDは日々、使用可能ランプの点灯確認を行います。定期的に救急救命講習を職員が受講するとともに、園内での研修会も開催します。

○プール営業期間中の救護室の設置

プール営業期間中は施設内の救護室に常時「看護師」免許保有者を配置します。

■救急救命士に準ずる資格保有者の配置

プールには水泳指導管理士や水上安全法救助員を配置します。

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関わる講習会等を受講します。

○上級救命講習の受講

公園管理主任以上の職員は、3年に1回、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級救命講習を受講し、資格を取得しています。

これにより、当協会では管理する全施設に上級救命講習受講者を配置しています。

○防災訓練等におけるAED取扱訓練の実施

毎年、実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱訓練等を行い、パート職員を含めた全職員が操作できるようにしています。

○プール監視員に対する研修会の開催

プール監視に携わる者は全員、配置前に応急手当講習も含めた研修会を必ず受講し、修了した者が業務にあたります。また、「接遇プログラム」、「監視員の基礎体力向上プログラム」のほか、園外へのスムーズな協力要請のための「搬送プログラム」、場内での事故や災害に備えた「救助一連プログラム」などを組み合わせて実施します。

さらに利用者にも協力していただきながら、プール場内からの避難訓練を行います。

計画書 10「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、
大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

当協会では、既に「県立都市公園等における災害対策活動指針」を整備し、災害発生時の各公園と協会本部の対応、及び連絡体制を明確にしています。

今後は、震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」、及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■市内（藤沢・茅ヶ崎市）で震度4が発生した場合

【勤務時間内発生時の対応】

- ・園内放送による注意喚起等の実施及び、地震がおさまった後、園内パトロールによる被害状況の確認及び応急対策を実施し、園内パトロール開始時刻とパトロール結果を所管事務所に報告する(被害の無い場合も報告する)

【勤務時間外発生時の対応】

- ・原則パトロールを実施し、8時30分までに公園の被害状況を所管事務所へ報告する。パトロールが上記の時間までに不可能な状況の場合は、把握している被害状況を報告の上、パトロール終了後、被害状況を所管事務所へ再度報告する。

■市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

- 原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

- 公園管理主任以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集

- ・公園管理主任以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の位置や放送設備の使用方法について習得します。
- ・職員は [REDACTED]
- ・職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県藤沢土木事務所と協会本部に報告します。
- ・ [REDACTED]

【配備体制】

- 本公園に現地対策本部を設置、公園協会本部には災害対策本部を設置
- 震災時の人員配置体制
 - ・総括責任者として園長が対応にあたりますが、園長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。
 - ・勤務時間外発生の場合、通常勤務開始時間を以て、時間外参集要員から本公園所属職員へ速やかに業務を引き継ぎます。



係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	園内施設の点検、救援活動、物資の管理など

【情報の収集と提供】

- テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。
- 公園内の被災箇所の情報を収集します。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関わる「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制をとります。

■大地震発生及び津波発生時の初動対応

○大地震が発生した場合

地震・津波情報を確認し、津波の恐れの有無に関わらず、園内・館内放送やマイクを備えた作業車両・自転車などで巡回しながら、湘南汐見台公園も含め帰宅を呼びかけるとともに、利用者の安全確認と怪我人等の救護を行います。

また、駐車場、プール、交通公園等の営業を即中止閉鎖し、非常用出口を開放します。

○津波警報以上の警報が発表された場合

警報発表時には、マニュアルに沿って、津波到達までの予想時間の長さに応じて公園からの避難行動を開始します。

津波到達予想時間が極めて短く、緊急避難を要する場合は、緊急避難を開始する旨の園内・館内放送と併せて、職員が作業車両マイクや自転車により、園内にいる利用者に避難を呼びかけ、職員も含めて最寄りの緊急避難ビル等に避難します。

辻堂海浜公園においては、利用者及び職員を公園北側の学校、団地等の津波避難ビルや辻堂駅方面へ避難させます。無人の湘南汐見台公園へは利用者の安全確認や避難伝達のため職員が急行し、隣接する小学校や津波避難ビルに誘導します。

（２）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

辻堂海浜公園と湘南汐見台公園は、ともに海浜部に位置し、台風等の暴風雨による被害だけでなく、地震後に発生する津波によって人的・物的被害を受ける恐れが高く、県の津波避難予測でも津波規模によっては浸水する区域に想定されています。このため、津波発生時は公園から避難する必要があります。※なお湘南汐見台公園は、大規模な火事に対する指定緊急避難場所（広域避難場所）に指定されています。

このような立地特性から、私たちは、先の東日本大震災時の大津波を教訓に、地震発生後、相模湾沿岸に津波が発生した場合を想定した「辻堂海浜公園・湘南汐見台公園 津波避難誘導マニュアル（案）」を独自に作成しています。

■災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

○災害情報の受発信

蓄電池付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール、SNS等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

○災害対策マップや津波避難経路図の活用と更新

園内の防災設備の位置、避難場所までの経路等を示した災害対策マップを作成し、緊急時に利用者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう、掲示板などに明示します。

また、公園周辺も含めた状況確認を行い、公園の改修状況や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。さらに、園内の要所に海拔を表示し、近隣の津波避難施設までの避難経路図を掲示します。

○災害用設備等の定期点検

防災用井戸設備や園内の消防・防災設備について、災害時に機能を発揮できるよう適切な点検と維持管理を行います。

また、作業車は災害時には避難や備蓄運搬に重要な役割を果たすことから、装備マイクのチェックや燃料給油を頻繁に行います。

○利用団体との協力

辻堂海浜公園では、持込イベントや学校行事も多く、開催時には不特定多数の利用者がいることから、主催者に対し、予め、津波発生時の緊急避難先、緊急時の避難ルート等の周知を図り、緊急避難時には協力して利用者の安全確保と誘導に努めるよう呼びかけます。

■地域と連携した災害対策

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、定期的に藤沢市、茅ヶ崎市の津波避難訓練に積極的に参加し、利用者の避難誘導訓練を実施します。

また、両市との連携を密にし、市の津波避難ビル協定の締結状況の把握に努め、最寄りの緊急避難先の掲示板を適宜見直します。

■日常訓練の充実

緊急時に大勢の利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から定期的に訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。

○津波避難図上訓練の実施

津波が起きた場合に備えて、職員の動きや避難する場所や経路をあらかじめ確認するための図上訓練と実際のルート確認、津波避難経路図を使って行います。

○スカイサイクル避難訓練の実施

地震発生時、避難にあたってはスカイサイクル搭乗者の迅速な救出が課題です。梯子等を使った救出訓練を実施し、救出時間の短縮を図ります。



スカイサイクル避難訓練

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄にあたっては、当協会の自主財源を活用して独自に行います。なお、備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。



○災害用自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が供給できる「災害用ベンダー」対応の自動販売機を設置し、緊急時には園長の指示で自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。

■災害発生時の協力等について

県藤沢土木事務所や藤沢市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、県や市からの要請があった場合、テントやチェーンソー等の必要物資の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

湘南汐見台公園の多目的グラウンドは緊急時のヘリポートとして指定されていることから、必要に応じて県や市に協力します。

■職員への教育

当協会では大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種災害対策の教育を行います。また、公園毎にも特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

○避難訓練・初動対応訓練・津波訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が放送設備の使用方法や扉の開錠方法を学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星電話等の通信確認や、衛星電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施するとともに、災害時でも冷静に状況報告できるようにします。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

私たちはこれまで、イベントや維持管理、防災など、様々な分野で多くのボランティアやNPO法人、自治体、関係機関、地域企業と積極的な連携を図るとともに、新たな団体の開拓にも熱心に取り組んできました。今後も地域や関係機関と協力して円滑な公園運営に取り組みます。

○公園運営協議会の継続

第2期において、地域団体、自治会、行政機関、利用団体等で構成する公園運営協議会を設立しました。今後も、その声を活かした公園運営を行っていきます。

○維持管理やイベント実施における協働

これまで、「辻の盆」や「子ども駅伝大会」の開催にあたっては、実行委員会を設置し、企画立案から運営を共に行ってきました。引き続き、次の協力団体を始め、新たに協力いただく団体等の開拓も行い、地域と一体となった運営を促進します。

(令和3年度実施予定)

協働のテーマ	連携先
公園運営全般	辻堂地区自治会町内会連合会、辻堂市民センター、藤沢商工会議所、藤沢市観光協会、レディオ湘南、湘南 FARC、湘南凧の会、高浜中学校、湘南工科大学、藤沢市まちづくり協会、NPO 法人 HONKI University
維持管理	日本ガーデンデザイン専門学校
	藤沢市緑化事業協同組合
	神奈川県シルバー人材センター連合会
イベント	辻堂市民センター、民踊砂山会、辻堂商店会連合会、智寿香会（日本舞踊の会）、湘南富斌会（盆太鼓の会）、レディオ湘南
	アステム湘南スポーツソサエティ 湘南 FARC
	神奈川県警
	関東学院六浦中学校・高等学校鉄道研究部

(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

辻堂海浜公園では下記の通り、様々な分野のボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、ボランティアとの連携、育成に取り組めます。そのため、「公園ボランティア活動要綱」を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。また、植物管理においてはボランティアを対象とした研修会の開催を行っており、ボランティアと職員との共同作業を通じて技術を伝え、ボランティアを育成しています。

(令和3年度実施予定)

協働のテーマ	連携先
植物管理	県植物誌調査会（藤沢グループ） クマゼミ調査会
	湘南海浜植物育成会
イベント	公緑会・公園応援団（公園OB）
	NPO 法人 HONKI University
	個人ボランティア

(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携

■他の公園との連携（令和3年度実施予定）

○「花とみどりのフォトコンテスト」開催

応募作品は専門家による審査を行い、入賞作品展は本公園を始め他公園や県内病院等で開催します。

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。



交通展示館で開催した
「花とみどりのフォトコンテスト」

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。特に、破損個所の発見後や台風等の被害復旧など、緊急時の迅速な対応を図るために大変有効です。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、社会福祉法人等の地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

辻堂海浜公園は、地域の企業や学校の活動の場として活発に利用されています。私たちは社会貢献の一環として、そのような活動を引き続き受け入れていきます。

■地域企業の社会貢献活動の受け入れ

企業のCSR活動が活発化する中、今後、私たちの管理運営に賛同いただける企業の開拓を図り、より良い公園づくりに努めていきます。

(令和3年度実施予定)

協働のテーマ	連携先
健康づくり	地域包括支援センター
モノづくり	いすゞ自動車(株)

■学校等教育機関との連携

近隣の小中学校、高校をはじめとして、様々な校外活動に協力するとともに、社会貢献活動や、日頃の活動の成果を発表する場として公園を活用いただいています。

なお、学校行事での有料施設の利用に関しては減免規程を設け、活動の場として利用しやすい環境を整えています。

(令和3年度実施予定)

テーマ	連携先
活動支援	汐見台小学校
学校行事の支援	地元小中高校 幼稚園
イベント	湘南工科大学
	湘南工科大附属高等学校
	湘南学園小学校アフタースクール
	浜見小学校、高砂小学校、辻堂小学校、八松小学校、汐見台小学校、緑が浜小学校、松浪小学校、浜須賀小学校、その他藤沢市、茅ヶ崎市小学校等
維持管理	日本ガーデンデザイン専門学校

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

指定管理料の積算にあたっては、サービス水準を確保することを基本とし、維持管理費と人件費の確保に留意しつつ、経費節減の工夫も行いました。

収支計画書の各項目別に内容を十分精査し、本公園の管理運営に必要な費用を算出しました。収入計画は、過去4年の実績額を参考に、今後の工夫により更に集客を図ることで駐車場収入、利用料収入、自動販売機利益の増加を見込んだ収入計画としました。

但し、全収入額の約9割を占めるプールと駐車場収入は天候次第で収入変動が大きいいため、過去の利用実績等を考慮してリスクの軽減を図った収入計画としています。

支出計画は、当協会の規程に基づく適正な人件費と積算資料等に基づく施工単価を用いて、必要な管理経費を計上しました。また、委託業務においては、低価格契約とならないよう配慮した価格で積算をしています。

(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等

両公園の管理運営にあたっては、サービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、更に効率的な業務の実施を目指します。

■他公園との「備品・資材等の共用化」

当協会は県内で多数の施設を運営しており、各施設で様々な備品や資材を保有しています。イベント時に多数の備品等が必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材等の購入費用を節減します。

■費目ごとの経費節減策

事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・特定規模電気事業者（PPS）を活用した電気料金の節減 ・競争原理の導入（見積もり合わせ、入札等） ・物品購入における集約発注 ・リース機器が継続使用可能な場合の再リース ・公園管理事務所および建物内の照明をLED化した電気料金の節減
植物管理費 施設管理費 清掃管理費 利用促進費	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、団体等との協働した植物管理による経費節減 ・花苗の協会一括生産委託や播種による経費節減 ・リース物品を購入したことによるランニングコストの削減 ・既存の管理者主催イベントの一部廃止、持込イベントへの移行 ・地元JAより花苗を一括購入することによる経費節減と品質向上の両立
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置の継続 ・イベントの入場者を予測し、メリハリの利いた人員配置

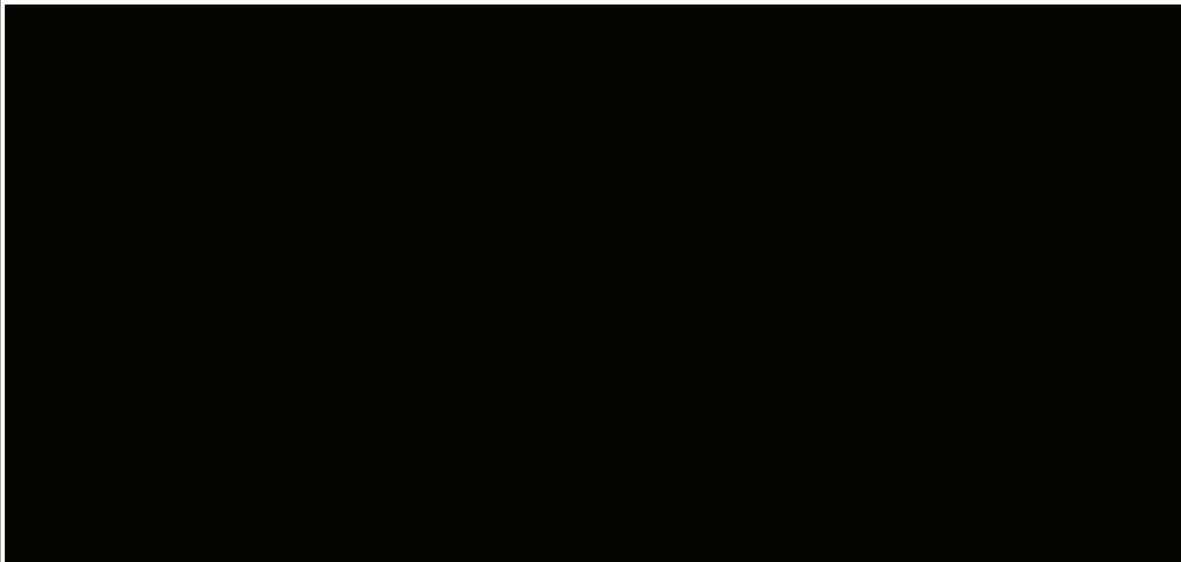
<付属書類> 令和3年度収支計画書（別添）

計画書 13 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

本公園において、県、県藤沢土木事務所、公園協会本部、オーチャー本社としっかりとした連絡体制をつくり、効果的・効率的な管理運営を行います。

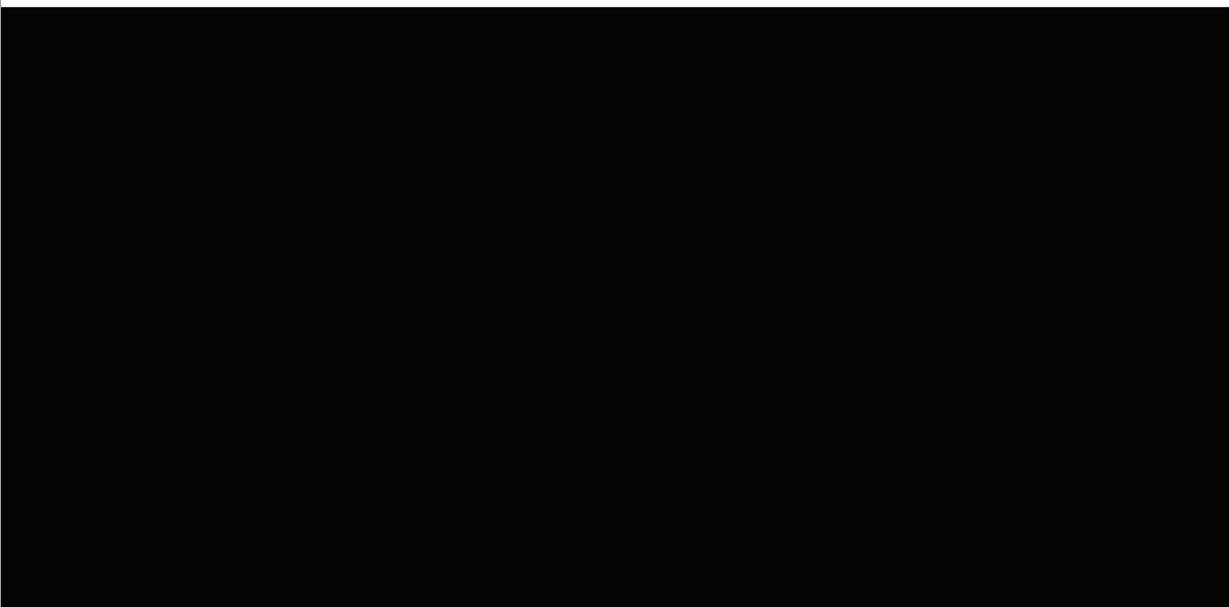
■現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担



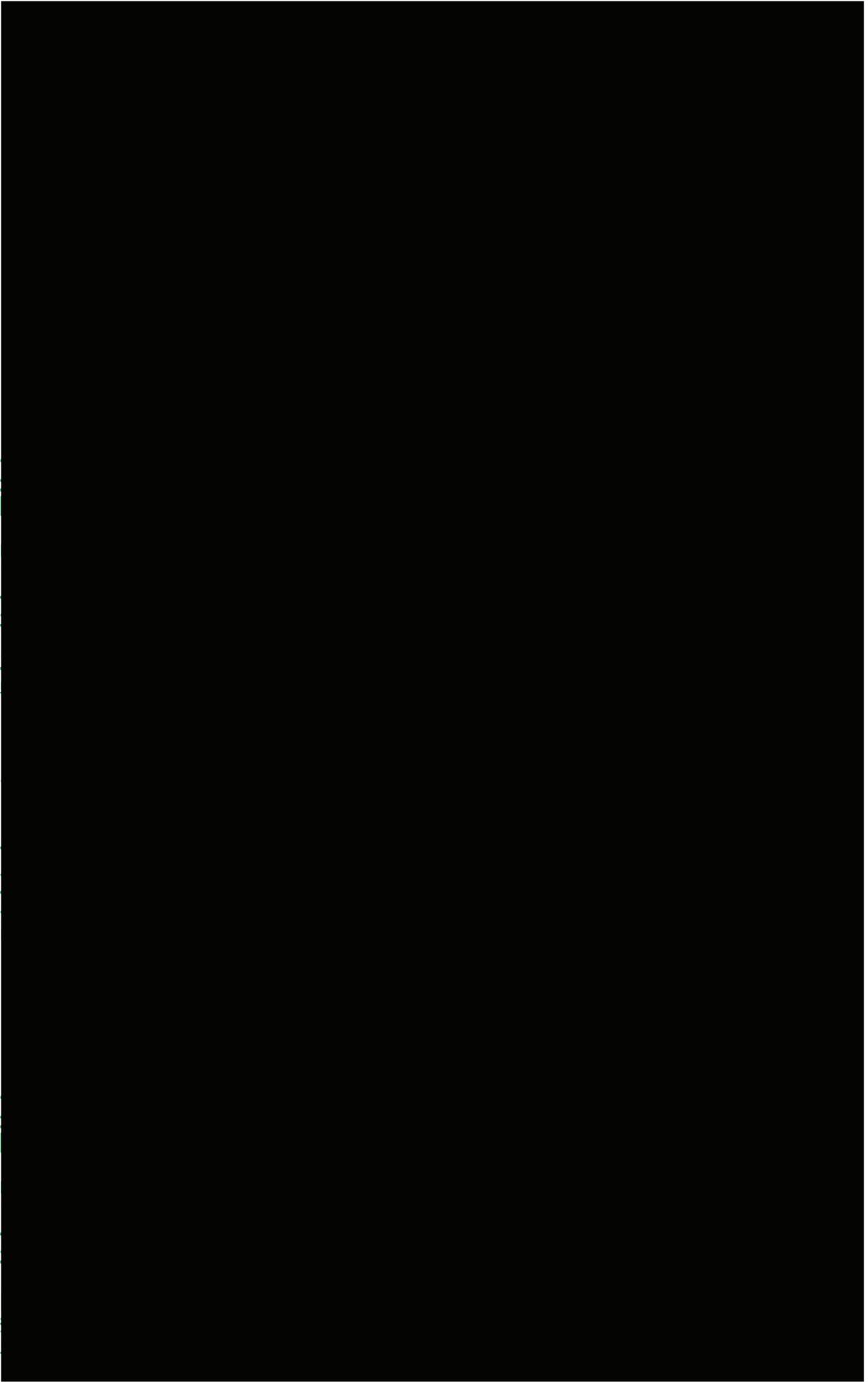
■公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況



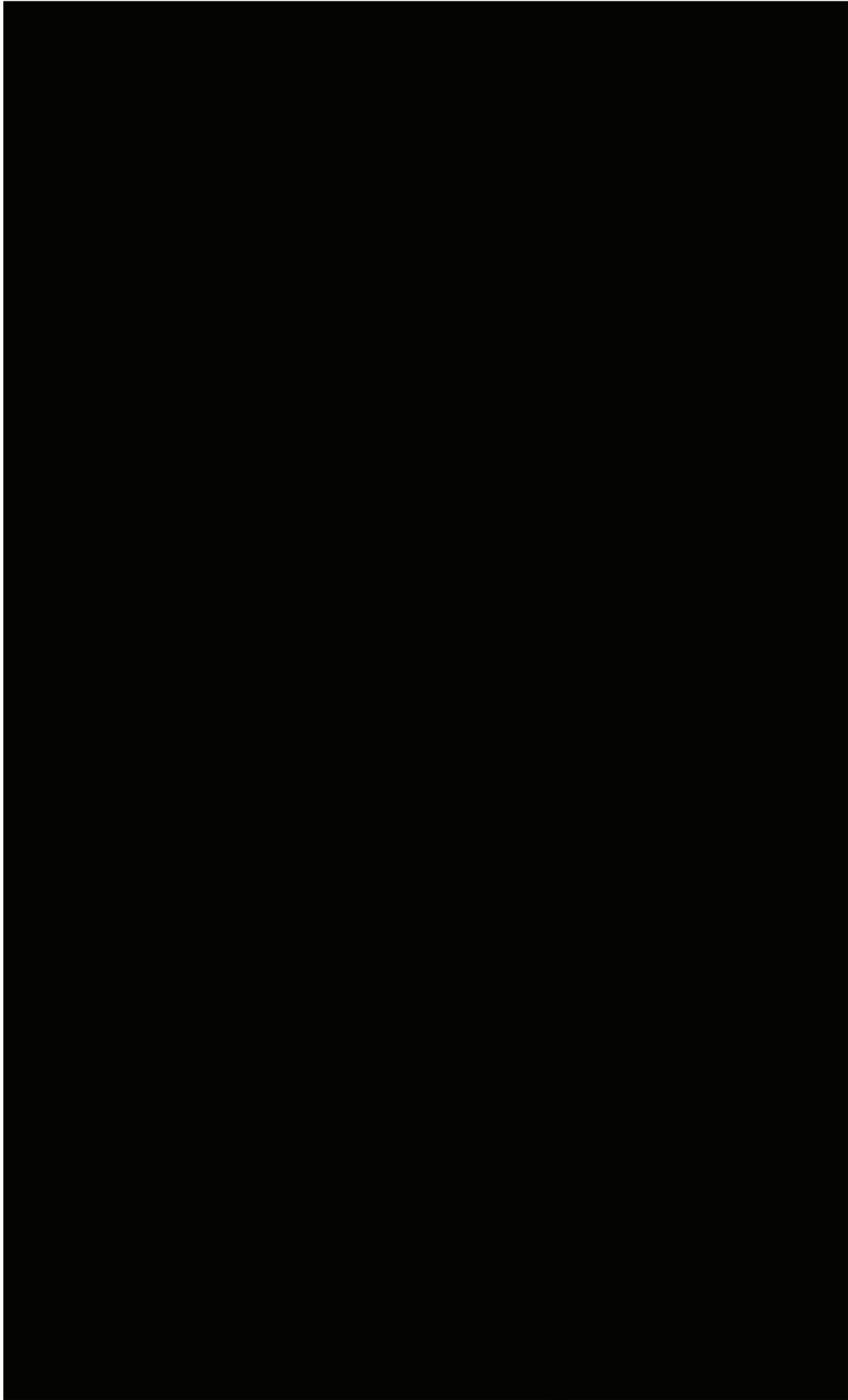
■県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制



＜別表＞現地の職員配置計画



■勤務ロケーション（通常期）：神奈川県公園協会



（公財）神奈川県公園協会・（株）オーチューグループ

(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

委託業務の実施にあたっては、規程やマニュアル、特記仕様書に基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

■指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令遵守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配置し、委託先の業務責任者を指定した上で、安全確保の態勢等を現地確認により指導監督します。また、業務完了後は、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

■具体的な委託業務内容

管理内容	業務内容	主な指導監督項目	点検・確認方法
高木管理	枯損木、倒木処理、仕立物木の剪定 ヤシ枯葉除去等	周知看板の設置、作業区域の設定、園内徐行の徹底交通誘導員の配置など利用者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・実施数量、処分先の確認 ・作業終了後の復旧状態確認
芝生管理	一定規模以上の芝張替え		
施設管理 (電気工作物、遊具、循環設備、水道設備、受水槽設備、展示物駐車機器等)	受変電設備点検、消防設備、遊具、建物、水循環設備等の保守定期点検、修繕	法令や基準、要綱を遵守し、資格確認や点検項目の漏れがないように指導	<ul style="list-style-type: none"> ・点灯、作動、稼働確認 ・業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いがないかを点検
	各種展示、体験施設の保守点検	特記仕様書に基づく指導	<ul style="list-style-type: none"> ・点灯、作動、稼働確認
建物、池等の清掃	ワックス清掃、サザン池清掃等	マニフェストにより事業者と契約を取り交わし実施	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃終了後の状況確認
ゴミ処理	ゴミ処理・不法投棄ゴミ・残材搬出		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄場所・方法について、産業廃棄物管理票により点検



遊具定期点検



芝の張替え

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

辻堂海浜公園と湘南汐見台公園は様々な施設や機能が存在する都市公園であり、管理運営にあたっては多様な利用ニーズに対応するため、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進、地域協働など幅広い分野の知識と経験が求められます。

当協会では多様な公園管理業務に対応するため、全員を [] として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取り組めるよう制度を整えています。

■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

【人材育成の仕組み】



■能力開発の取組み

○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加する等、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法等を習得するため、民間企業等との人材交流を図っています。

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

当協会では、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんに取り組む意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

■職員の採用について

当協会では、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意のある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。

計画書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

（１）指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組みの状況

私たちグループでは、グループ構成団体のそれぞれにおいて「就業、給与、決裁、会計及び個人情報等」に関する諸規程を定め、公開するとともに適正な取扱いを徹底しています。

また、当協会が定めた「コンプライアンス要綱」に基づき、構成団体を含め責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

■各構成企業の諸規程

種別	内容	各構成企業の規程	
職員の就業	勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、服務、安全衛生、表彰、懲戒等および職員・社員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
		オーチュー	就業規則、現業社員就業規則、パートタイマー就業規則 等
給与	職員の給与や手当についての必要事項	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程
		オーチュー	賃金規定
会計	適切な会計処理に関する必要事項	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
		オーチュー	購買管理規定
非常勤職員の雇用等	規程、規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
		オーチュー	賃金規定
決裁	業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程
		オーチュー	契約内容確認規定、設計管理規定
法令遵守	法令遵守に関する必要事項	当協会	コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン
		オーチュー	リスクアセスメント規定
その他	情報公開、情報保護に関する必要事項	当協会	公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
		オーチュー	個人情報取扱規定、情報取扱規定

■法令遵守の取り組み状況

当協会は、公益財団法人としての使命を自覚し、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、「コンプライアンス要綱」や「コンプライアンスガイドライン」を定め、これらを研修等において周知することで、役職員及び共同事業者のコンプライアンスの徹底を図っています。

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

個人情報保護については、グループ構成企業各社においても「個人情報管理規程」を定めておりますが、グループ代表者である当協会の規程等に即し、利用者の情報をはじめとした各種個人情報を、適正に取扱います。

■個人情報保護のための仕組み

本公園では、様々な個人情報を取り扱っており、公園の管理運営に関わる全てのスタッフが、個人情報保護の重要性を認識して業務を行います。

当協会では、県の個人情報保護条例、及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取り扱い事項を定める等、適切な諸規程を整備しています。

万が一、個人情報の漏えいが発生した場合は、速やかに当協会全体の個人情報管理者である事務局長を始め、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。

○個人情報保護の具体的な取組み

管理責任者の明確化	公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取り扱いを行う
研修等による職員への周知徹底	毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議等において、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施
県の「PDマーク」に登録	県の「PDマーク（個人情報取扱業務登録制度）」に登録しており、当協会の管理する個人情報は適切に取り扱われていることを利用者等へ明示
パソコンデータの取り扱いに関するセキュリティの強化	個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取組む
情報開示	情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報等の除外事項を除き、情報を開示

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

公園は神奈川県豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にすることを育む場所です。従って、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドであると捉えています。

本公園の管理運営にあたっては、「神奈川県環境方針」を踏まえた取組みを行います。

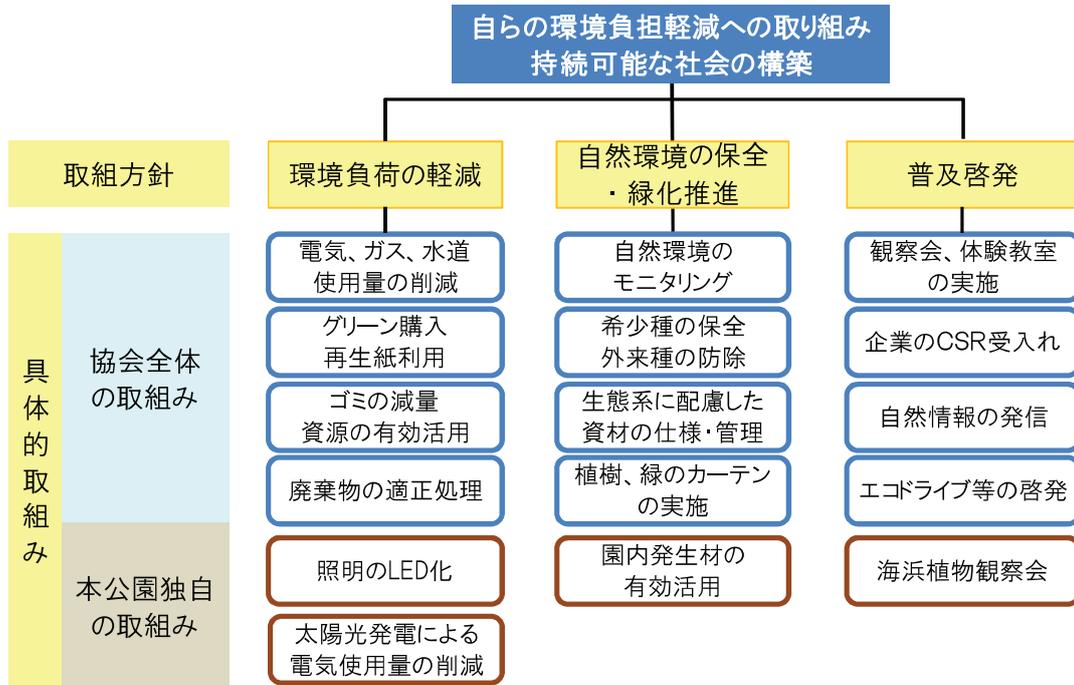
■独自システムによる総合的な環境マネジメントの実践

当協会は、「エコアクション21」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と生物多様性の保全を図っています。

○当協会の環境マネジメントシステム（Ecological Management System）の特徴

これまでの都市公園や自然公園における当協会の取組みを踏まえ、環境負荷の軽減とならんで、自然環境の保全・緑化推進、普及啓発を大きな3つの取組方針としたシステムです。

当協会では、年1回、自己評価を実施しながら引き続きPDC Aサイクルによるシステムの運用を行っていきます。



○システム推進のための組織体制

当協会が管理運営する各公園に「エコリーダー」を置き、公園協会本部に体制の統括責任者として「環境代表者」を配置し、様々な取組みの実施と実績について、年1回、評価を行います。その結果をPDC Aサイクルにより、継続的に改善を図っていきます。

■環境負荷軽減の具体的取組み

- 不要な照明や電子機器類の電源オフ、クールビズ・ウォームビズの推進
- グリーン購入（トイレトペーパー、コピー用紙、石灰）、再生紙利用
- 公園事務所および建物内の照明をLED化の推進
- エコキャップ推進運動
- グリーンカーテンの設置、管理発生材（松葉）をチップ化しマルチング材に活用

■自然環境の保全と緑化推進の具体的取組み

- メリケンソウ等の外来植物の除去
- 園内の植生や、野生動植物など自然環境の調査の実施
 - ・市民と連携した海浜植物ハマカキランのモニタリングと保全
 - ・ハマボウフウの育成
 - ・クマゼミの生態調査への協力
- 公園街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル
(平成 22 年 5 月、平成 26 年 1 月改訂 環境省) を遵守した農薬の使用

■普及活動を通じた利用者・地域への発信の具体的取組み (令和 3 年度実施予定)

- 公園周辺道路における松葉清掃活動 「ゴミゼロアクセス」 の継続
- 看板・チラシによるアイドリングストップ呼びかけで、エコドライブの啓発
- 「セミの羽化観察会の開催」等の環境体験プログラムによる子どもたちへの普及

(4) 障がい者雇用促進の考え方

公園は障がい者にとって憩いの場でもあります。一方で働きやすいフィールドでもあります。当協会は、障がい者が業務を行う上でのハンデキャップの解消に努め、より働きやすい環境づくりに取組みます。

今後の本公園の管理運営にあたっては、特別支援学校の生徒の就労に向けたインターンシップ(就労体験)の受け入れに協力します。また、地域の障がい者雇用を促進するため、当協会における就労機会の提供に取組みます。

■法定雇用率上回る雇用努力

当協会全体では、令和 2 年 6 月 1 日現在、5 公園 6 人を雇用(障がい者雇用義務数 3 人)

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

私たちは、障がい者の直接雇用に加え、障がい者就労施設への積極的な業務発注に努め、地域の障がい者支援施設の施設外就労を支援しています。

対象施設・事業	具体的な作業
辻堂海浜公園	園内の清掃